

秋田県スポーツ少年団活動の指針

活動は週4日・1日2時間 第3日曜日は活動休止日

秋田県スポーツ少年団では、心身ともに健全な団員の育成と充実した団活動を目指し、次のとおり指針を改定し、全県一斉に遵守するよう推進します。

1 1週間の活動日数・休止日について

- (1) 団員の健康保持や障害防止の観点から、1週間の活動日は、大会や招待試合、練習試合への参加を含め4日以内とし、週3日以上 of 休止日を確保する。
- (2) 第3日曜日は、原則として全県一斉の活動休止日とする。
ただし、大会等が第3日曜日に開催される場合、参加・不参加は、団員の体調や健康面を考慮した上で、各団において慎重に判断して決定する。やむを得ず大会等に参加した場合には、第4日曜日を活動休止日として確保する。
- (3) 大会や招待試合、練習試合への参加で土曜日、日曜日に活動した場合には、月曜日を休止日として団員の体力回復に努める。

2 1日の活動時間について

- (1) 団員の体力や運動能力、発達段階に応じて活動時間を設定し、1日の活動時間を2時間以内とする。
- (2) 活動終了時刻は、翌日の学校生活に支障をきたさないよう、原則午後7時までとする。

3 団活動に際しての配慮事項

- (1) 団活動は、20歳以上の登録指導者のもとで行う。(ただし、特別な事情がある場合には、責任の持てる役員またはスタッフが管理することも可とする。)
- (2) 団活動は、単一種目に偏ることなく、他の種目や奉仕活動等も取り入れ、多様な体験をさせるようにする。
- (3) 勝利至上主義に陥って、一部団員の活動に終始することなく、全団員が喜んで活動できるよう活動内容を工夫する。
- (4) 団員に過度な負担がかからないよう、大会や招待試合、練習試合の参加回数を精選するように努める。
- (5) 殴る、蹴る、道具でたたく、物を投げつけるなどの身体的暴力、威圧する、無視する、脅すなどの言葉や態度による精神的暴力、セクシャルハラスメント等の反社会的行為を根絶する。
- (6) 施設設備・用具等の安全点検を定期的実施し、事故の未然防止に万全を期する。
- (7) 定期的に指導者と育成母集団（役員・スタッフ・保護者等）との話し合いの場を設け、活動方針等を確認し、相互の共通理解のもとで団活動を進めるように努める。

《付帯事項》

- 「指針」に著しく反して活動した「団」・「指導者・役員・スタッフ」には、その活動内容及び状況を精査し、「スポーツ少年団登録者処分基準」により、然るべき処分・罰則を適用するものとする。

附則 この指針は平成30年4月1日より改定施行する。

附則 この指針は令和2年4月1日より改定施行する。